

セントルシアの入国規制措置（8月16日更新）

セントルシア政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今回の更新により、旅行圏からの渡航条件が削除となり、ワクチン未接種の未成年者渡航者の検疫に係る情報の追加等があります。

1 5歳以上の全ての入国者は、到着5日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書を保持する必要があり、渡航時には、同検査陰性証明書のコピーを印刷して持参すること。18歳以上の全ての入国者は、渡航登録フォーム（オンライン上。渡航が決まり次第早急に登録、PCR検査結果のアップロードが必要）手続きを行う必要があり、渡航時には電子メールで送付される渡航許可書を印刷して持参すること。また、全ての入国者は、健康検査フォームをダウンロードの上記載し、渡航時には同記載済みフォームを印刷して持参すること。

2 ワクチン完全接種渡航者

- (1) 完全接種者とは、それぞれのワクチンの定められた規定回数を接種し、最終回の接種から2週間を経過している者を言う。入国時にはワクチン接種証明書を提示する必要がある。
- (2) 非居住者で、新型コロナウイルス認可宿泊施設及び船舶に滞在する者は、渡航登録フォームに非居住者として登録を行い、到着時には、保健当局によるワクチン接種状況の確認が行われる。
- (3) 居住者及び知人や家族の下で滞在する非居住者は、少なくとも渡航48時間前までに、渡航登録フォームに国の検疫施設の滞行者として申請し、同フォームのホテル確認欄にワクチン接種証明書をアップロードすること。
- (4) なお、成人のワクチン完全接種者に同伴する5歳以上のワクチン未接種未成年者には、非居住者であれば到着翌日にホテルで、居住者であれば到着時に空港で費用自己負担によりPCR検査が課され、同検査が陰性であれば、ワクチン完全接種者と同様の扱いとなる。

3 非居住渡航者

- (1) 全ての渡航者は、渡航前に新型コロナウイルス認可施設での滞在予約が必要であり、17歳以下の未成年者を同伴する成人入国者は、自身の渡航登録フォームに同未成年者の情報も登録する必要がある。同渡航許可は、電子メールにより送付され、同施設予約あるいは乗船手配、PCR検査結果の審査に基づいて行われる。

- (2) 到着時には体温検査を含めたスクリーニングが課され、症状がある全ての渡航者は隔離・検査される。PCR検査が陽性である全ての渡航者は、呼吸器系病院に搬送され、自己負担により治療を受ける。また、ワクチン完全接種者にはリストバンドが支給される。
- (3) ワクチン未接種のホテル宿泊客は、別の新型コロナウイルス認可施設への移動や認可された余暇活動、ツアー、小旅行に参加する場合を除き、滞在期間中は施設内に留まる必要がある。
- (4) 保健省から提供されている、新型コロナウイルス接触者追跡アプリ（758 Care Alert APP）を携帯電話にダウンロードすることを推奨する。

4 自国民および居住者

- (1) ワクチン完全接種者は、検疫措置を免除される。ワクチン未接種者は、14日間の検疫措置が課され、渡航前には、国の検疫施設、自宅、新型コロナウイルス認可施設のいずれかでの検疫申請を行い、承認を受ける必要がある。渡航登録フォームへの記入は、ワクチン未接種者は少なくとも到着の7日前まで、同完全接種者は2日前までに行う必要がある。
- (2) ワクチン完全接種者の成人入国者に同伴するワクチン未接種の未成年者（5歳以上）は、両親又は保護者の費用負担により、空港でPCR検査を受ける必要がある。24～48時間以内に判明する同検査結果が陰性であった未成年者及び4歳以下の子どもは、ワクチン完全接種者と同じ措置となる。
- (3) ワクチン未接種者は、国の検疫施設での検疫時には、一泊当たり一人部屋95米ドル、2人部屋160米ドル、3人部屋240米ドルが課され、少なくとも9日間の予約を行う必要がある。同検疫施設で検疫中の者は、入国から7日後にPCR検査が課され、結果（1日～3日以内に判明）を受け取るまでの間、同施設内に留まる必要がある。同陰性結果取得後、自宅の状態が検疫要件と一致している場合には、自宅検疫が許可される。
- (4) 自宅検疫は、健康状態に問題がある場合、医療目的での渡航の場合及び未成年者を連れて渡航する場合に限り申請することができる。申請には証拠書類が必要となり、自宅が自宅検疫に適しているか事前審査が行われる。自宅検疫が承認された場合、18歳以上の者は検疫措置として、バイオボタン（100米ドル）およびトラッキングリストウォッチ（75米ドル）の購入と装着が必要となる。新型コロナウイルス認可施設での検疫の場合には、14日間同施設に滞在する必要がある、同施設への移動は、認可タクシーのみとなる。

5 海上からの渡航者

海上からの入国に係る情報については、以下の連絡先に確認すること。

IGY Rodney Bay Marina: rmb@igymarinas.com

Port Health at IGY Rodney Bay Marina: porthealthigy marina@gmail.com

Marigot Bay Marina: troy.blanchard@marigotbayresort.com

Port Health at Marigot Bay Marina: porthealth_mbmarina@outlook.com

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントルシア観光局

<https://www.stlucia.org/en/covid-19/>

参考：セントルシア保健省

<https://www.covid19response.lc/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。